

2025年10月3日

組 合 員 各位

掛川電気工業協同組合
理事長 鈴木基文

「低圧電気取扱業務特別教育(学科)」の開催について

拝啓 爽秋の候、皆様方には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。日頃は組合並びにセンターの運営にご協力頂き誠に有りがたく厚く御礼申し上げます。

低圧電気取扱(直流750V以下、交流600V以下の充電回路の敷設、修理等)業務に労働者を従事させる場合、事業者は労働安全衛生法第59条第3項により特別教育を行うことが義務付けられています。

つきましては、このたび当組合で事業者に代わり、本特別教育(学科教育)を開催することと致します。

貴事業所において当該業務に従事の方で本教育が未受講の方については、是非この機会に受講させていただきたくご案内申し上げます。

記

1 日 時

2026年 1月8日(木) 午前8時30分～午後5時00分(予定)

*開始時間の10分前までに集合して下さい。

2 会 場

掛川電気会館 大会議室 掛川市久保二丁目22番14号

3 受講料(テキスト代を含む、昼食は適宜ご持参願います)

受講者 1名 7,000 円

支払方法は工料と相殺、銀行振込、当日現金払いの三択ですが、詳細は催行決定後に別途ご案内いたします。

4 申込締切日

2025年10月22日(水)

5 申込方法

別添の受講申込書に所要事項をご記入の上、組合事務局宛FAXにて申込んで下さい。

6 特別教育の内容

(目安時間)

- ・低圧電気に関する基礎知識 (1時間)
- ・低圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間)
- ・低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1時間)
- ・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2時間)
- ・関係法令 (1時間)

7 修了証の交付

受講者には「低圧電気取扱業務特別教育修了証」を当日交付します。

8 持参するもの

開催当日は、筆記用具をご持参下さい。
なお、テキストは会場にてお渡しします。

9 実技教育

特別教育のうち実技教育は、各事業所において低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作のみを行う者については、1時間以上)の教育を実施する必要があります。また、実技教育を実施した場合は、受講者、科目等の記録を作成する必要があります。

(実技試験の方法について当日30分程度の説明をいたします)

注) 受講者が所定の人数に達しない場合には中止になることもあります。

以上

○関係法令

労働安全衛生法第59条第3項

「事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行われなければならない。」

労働安全衛生規則第36条第4号

「法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。」
「4(中略)低圧(直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。)の充電電路(対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務。」

安全衛生特別教育規程第6条

「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。」

「学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。」(※ここでは表は省略します)

「実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作の業務にみにおこなう者については、1時間以上)行うものとする。」

別添

掛川電気工業協同組合 御中 (FAX: 0537-24-8569)

低圧電気取扱業務特別教育受講申込書

*開催日 2026年1月8日(木)

	(ふりがな) 受講者氏名	生年月日	本籍	現住所
1	()		県	
2	()		県	
3	()		県	
4	()		県	
5	()		県	

※申込書に記載された個人情報については、「低圧電気取扱業務特別教育」実施のためのみに使用いたします。

年 月 日

〒

事業所所在地

事業所名

TEL FAX

担当者氏名 ()